**Ⅸ　関係法令・資料**

**○ 港湾労働法**

（昭和六三年五月一七日法律第四〇号）

最終改正:令和四年六月一七日法律第六八号

目　次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　港湾雇用安定等計画（第三条）

第三章　港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等（第四条―第十一条）

第四章　港湾労働者派遣事業（第十二条―第二十七条）

第五章　港湾労働者雇用安定センター（第二十八条―第四十二条）

第六章　雑則（第四十三条―第四十七条）

第七章　罰則（第四十八条―第五十二条）

附　則

第一章　総　則

（目　的）

第一条　この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定　義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　港湾　政令で指定する港湾（その水域は、政令で定める区域とする。）をいう。

二　港湾運送　港湾において行う行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

ロ　イに規定する行為に準ずる行為であって政令で定めるもの

三　事業主　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　港湾運送事業法第三条第一号から第四号までに規定する事業の事業主

ロ　前号ロに規定する行為を行う事業の事業　主

　四　港湾労働者　港湾運送の業務に従事する労働者をいう。ただし、船員職業安定法（昭和二十

三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員を除く。

五　港湾労働者派遣事業　事業主が港湾運送の業務について行う労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。）であって、当該事業の業として行われる労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象となる派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働をいう。以下同じ。）が常時雇用される労働者のみであるものをいう。

第二章　港湾雇用安定等計画

第三条　厚生労働大臣は、港湾ごとに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画（以下「港湾雇用安定等計画」という。）を策定するものとする。

２　港湾雇用安定等計画に定める事項は、当該港湾における次の事項とする。

一　港湾労働者の雇用の動向に関する事項

二　労働力の需給の調整の目標に関する事項

三　港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項

四　港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

３　厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見を聴くものとする。

４　厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

５　前二項の規定は、港湾雇用安定等計画の変更について準用する。

第三章　港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

（関係者の責務）

第四条　事業主は、募集、雇入れ及び配置を計画的に行うことその他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、港湾運送の業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を行うことにより、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

２　事業主及びその団体は、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第五条　国及び地方公共団体は、事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

２　国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

（雇用管理者）

第六条　事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、厚生労働省令で定めるところにより、雇用管理者を選任しなければならない。

一　港湾労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

二　港湾労働者の教育訓練に関する事項

三　その他港湾労働者の雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

２　事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

（雇用管理に関する勧告等）

第七条　公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めたときは、当該事業主に対し必要な勧告をすることができる。

２　前項の規定による勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成するものとする。

３　公共職業安定所長は、第一項の勧告に関し、並びに前項に規定する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（職業紹介）

第八条　公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならない。

（港湾労働者の雇用の届出等）

第九条　事業主は、その雇用する労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者（次条において「日雇労働者」という。）を除く。）を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間その他厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

２　公共職業安定所長は、前項の規定による届出に係る労働者であって常時港湾運送の業務に従事するものに対し、港湾労働者証を交付する。

３　前項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは、港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（日雇労働者の雇用）

第十条　事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させてはならない。ただし、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者の紹介を受けることができない場合その他の厚生労働省令で定める理由がある場合は、この限りでない。

２　事業主は、前項ただし書に規定する場合において、公共職業安定所の紹介を受けないで日雇労働者を雇い入れようとするときは、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

（事業主の報告）

第十一条　事業主は、港湾労働者の雇入れの状況その他の厚生労働省令で定める事項を、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

第四章　港湾労働者派遣事業

（港湾労働者派遣事業の許可）

第十二条　港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三　当該港湾労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地

四　港湾ごとの派遣事業対象業務（労働者派遣に

より当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。）の種類

五　港湾ごとの当該事業主が営んでいる港湾運送事業（港湾運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。）の種類

六　第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

３　前項の申請書には、当該港湾労働者派遣事業の事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

４　前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下同じ。）の日数その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

５　厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格事由）

第十三条　次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条若しくは第百三条の二に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五　第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定により港湾労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の基準等）

第十四条　厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

二　当該港湾労働者派遣事業の計画の内容が、次のいずれにも該当すること。

イ　当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その他の港湾労働者派遣事業に要する経費の水準等を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

ロ　当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から、港湾労働者が港湾運送の業務に従事する日数（港湾労働者派遣事業の派遣労働者として派遣就業をする日数を除く。）を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める日数を超えないこと。

三　申請者が、当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四　個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

五　前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

２　厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第十五条　厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

２　許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

３　許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十六条　第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

２　前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の有効期間等）

第十七条　第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

２　前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

３　厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十四条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

４　第二項の規定によりその更新を受けた場合における第十二条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

５　第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（派遣事業対象業務の種類の変更等）

第十八条　第十二条第一項の許可を受けた事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港湾派遣元事業主（港湾ごとの派遣事業対象業務の種類で二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限る。）の当該種類のうち一部のものに係る港湾労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

２　第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。

３　港湾派遣元事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

４　港湾派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（氏名等の変更等）

第十九条　港湾派遣元事業主は、第十二条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、港湾派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

２　前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事業の廃止）

第二十条　港湾派遣元事業主は、当該港湾労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出があつたときは、第十二条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し等）

第二十一条　厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一　第十三条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二　第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　この法律、読替え後の労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四　第十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

２　厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が前項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該港湾労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（名義貸しの禁止）

第二十二条　港湾派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に港湾労働者派遣事業を行わせてはならない。

（労働者派遣法の特例）

第二十三条　港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第四条第三項 | 第一項各号 | 第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号 |
| 第二十五条 | この法律 | この法律（第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、前節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、次条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三。第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。） |
| 第二十六条第一項第一号 | 業務の内容 | 港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務の種類及び内容 |
| 第二十六条第一項  第二号 | 場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であって、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者業務配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。） | 場所 |
| 第二十六条第三項 | 第五条第一項 | 港湾労働法第十二条第一項 |
| 第二十八条、第三十一条、及び第五十五条から第五十七条まで | この法律 | この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。） |
| 第三十条の見出し | 特定有期雇用派遣労働者等 | 有期雇用派遣労働者等 |
| 第三十条第一項 | 有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ）であって派遣先の事業所その他派遣就業の場所おける同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有機雇用派遣労働者」という。） | 有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ） |
| 特定有機雇用派遣労働者等 | 有機雇用派遣労働者等 |
| 次の各号 | 第二号から第四号まで |
| 第三十条第一項  第四号 | 前三号 | 前二号 |
| 第三十条の七 | 第三十条から前条まで | 第三十条第一項第二号から第四号まで及び第三十条の二から前条まで |
| 第三十四条第一項 | 次に | 第一号、第二号及び第四号 |
| 第三号及び第四号 | 第四号 |
| 第三十四条第三項 | 第四十条の六第一項第三号又は第四号 | 第四十条の六第一項第三号 |
| 第三十五条の四第一項 | その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者 | その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。） |
| 第三十六条 | 第六条第一号、第二号及び第四号から第九号まで | 港湾労働法第十三条第一号、第二号、第四号及び第五号 |
| 第三十六条第七号 | 当該派遣先 | 当該派遣先及び港湾労働法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（第四十一条第五号において「港湾労働者雇用安定センター」という。） |
| 第三十七条第一項第五号 | 場所及び組織単位 | 場所 |
| 第三十七条第一項第九号 | 第三十条第一項（同条の第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置 | 第三十条第一項の規定により講じた措置（同項第一号に掲げる措置を除く。） |
| 第四十条の六第一項第一号 | 同条第一項各号 | 同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務係る部分を除く。）第二号又は第三号 |
| 第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号ｲ | この法律 | この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）、港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。） |
| 第四十一条第五号 | 当該派遣元事業主 | 当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定センター |
| 第四十八条第一項 | この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。） | この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。） |
| 第四十九条第一項 | （第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。） | （業務の範囲等に関する規定を除く。） |
| 第四十九条の二第一項 | 第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項 | 若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項 |
| 第四十九条の三第一項 | この法律又はこれに基づく命令の規定 | この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）若しくは港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）又はこれらに基づく命令の規定 |
| 第五十条及び第五十一条第一項 | この法律 | この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。） |
| 第六十一条第三号 | 第三十五条の三、第三十六条 | 第三十六条 |

（労働者派遣契約の内容等の特例）

第二十四条　港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第一号に規定する港湾運送の業務の種類については、港湾（当該港湾派遣元事業主が締結する同項に規定する労働者派遣契約（以下単に「労働者派遣契約」という。）に基づき派遣就業が行われることとなる港湾をいう。）において自己が営んでいる港湾運送事業に係る港湾運送の業務と異なる種類の港湾運送の業務の定めをしてはならない。

２　港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所については、自己が港湾運送事業（当該港湾派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港湾運送の業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業をいう。）を営んでいる港湾以外の港湾の定めをしてはならない。

（港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の実施方法）

第二十五条　港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第一号に規定する港湾運送の業務の種類と労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときに主として従事している港湾運送の業務（第三項において「主たる業務」という。）の種類が異なるときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行つてはならない。

２　前項の場合において、労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときにその港湾運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

３　港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象としようとする労働者の主たる業務が行われている港湾の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行つてはならない。

４　港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九条第二項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者であって、港湾運送の業務に厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港湾運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に関し厚生労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

（権限の委任）

第二十六条　この章（第二十三条を除く。）の規定に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

２　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（船員に対する適用除外）

第二十七条　この章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第五章　港湾労働者雇用安定センター

（指定等）

第二十八条　厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

一　業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資すると認められること。

２　厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

一　現に当該港湾について他に指定した者があること。

二　申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者であること。

三　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

ｲ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者

ロ　心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　厚生労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「港湾労働者雇用安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

４　港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第二十九条　前条第一項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

２　前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（業　務）

第三十条　港湾労働者雇用安定センターは、第二十八条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一　事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。

二　港湾労働者に対する訓練を行うこと。

三　港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報　の収集、整理及び提供を行うこと。

四　港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせんを行うこと。

五　次条第一項に規定する業務を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務を行うこと。

（港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施）

第三十一条　厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一　港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。

二　港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　港湾労働者派遣事業の派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。

四　雇用管理者及び読替え後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者（港湾派遣元事業主が選任したものに限る。）に対する研修を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

２　港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務（以下「雇用安定事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

３　厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務規程の認可）

第三十二条　港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務（以下「事業主支援業務」という。）又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

３　厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（区分経理）

第三十三条　港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（事業計画書等）

第三十四条　港湾労働者雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　事業計画書は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して作成するものとする。

３　港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条　この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（役員の選任及び解任）

第三十七条　港湾労働者雇用安定センターの役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

２　港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定（当該規定に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十八条　厚生労働大臣は、第三十条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第三十九条　厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第三十条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第四十条　厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があつたとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四　第二十九条第一項の条件に違反したとき。

五　第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（聴聞の特例）

第四十一条　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

２　前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施）

第四十二条　厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

３　厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　雑　則

（港湾労働者派遣事業に係る事業主の義務）

第四十三条　事業主は、第二十八条第一項の指定に係る港湾において、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けなければならない。ただし、当該港湾において港湾労働者派遣事業を営んでいるすべての港湾派遣元事業主に対し労働者の派遣を求め、又は港湾労働者雇用安定センターに対し労働者派遣契約の締結についてのあっせんを求めたにもかかわらず当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けられない場合は、この限りでない。

（公共職業安定所長に対する申告）

第四十四条　港湾労働者は、事業主が第三章（これに基づく命令を含む。）又は前条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができる。

２　事業主は、前項の申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告及び検査）

第四十五条　公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、必要な事項を報告させることができる。

２　公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（経過措置の政令への委任）

第四十六条　第二条第一号若しくは第二号ロ又は第十三条第一号の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第四十七条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第七章　罰　則

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の行為により第十二条第一項の許可又は第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

二　第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

三　第二十二条の規定に違反した者

第四十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項又は第四十四条第二項の規定に違反した者

二　第十八条第一項の規定に違反して第十二条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

三　偽りその他不正の行為により第十八条第一項の許可を受けた者

第五十条　第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第二項（第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第十二条第三項（第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三　第十八条第三項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第四十五条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

（港湾労働法の廃止）

第二条　港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）は、廃止する。

（港湾労働者の雇用の届出等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の港湾労働法（以下「旧法」という。）第十三条第一項若しくは第二十一条又は第十六条第二項の規定により行われた届出は、それぞれ第九条第一項又は第十条第二項の規定により行われた届出とみなす。

２　施行日前に旧法第十三条第二項の規定により交付された常用港湾労働者証は、第九条第二項の規定により交付された港湾労働者証とみなす。

**○ 港湾労働法施行令**

（昭和六三年一二月一三日政令第三三五号）

最終改正：平成二九年六月三〇日政令第一七六号

（法第二条第一号の港湾及びその水域）

第一条　港湾労働法（以下「法」という。）[第二条第一号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000001000000000)の政令で指定する港湾は、別表の上欄に掲げる港湾とし、当該港湾に係る[同号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000001000000000)の政令で定める区域は、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

（[法第二条第二号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000000000000002000000000)ロの政令で定める行為）

第二条　[法第二条第二号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000002000000000)ロの政令で定める行為は、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為とする。

一　船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し

二　[法第二条第二号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000002000000000)ｲに規定する行為に先行し、又は後続する船倉の清掃

三　船舶若しくは、はしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の別表の上欄に掲げる港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（東京及び大阪の港湾にあっては二百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んでする運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であって、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）[第二条第三項](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000003000000000000000000)に規定する港湾運送関連事業のうち[同項第一号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000003000000001000000000)に掲げる行為に係るもの若しくは[同法第三条第一号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000001000000000)から[第四号](#1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000004000000000)までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）[第二条第二項](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000002000000000000000000)に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者（以下「港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくは、はしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であって、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）[第二条第一項](#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000000000000000)に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

（[法第十三条第一号](#1000000000000000000000000000000000000000000000001300000000000000000001000000000)の政令で定める労働に関する法律の規定）

第三条　[法第十三条第一号](#1000000000000000000000000000000000000000000000001300000000001000000001000000000)（[法第十七条第五項](#1000000000000000000000000000000000000000000000001700000000005000000000000000000)及び[第十八条第二項](#1000000000000000000000000000000000000000000000001800000000002000000000000000000)において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）[第百十七条](#1000000000000000000000000000000000000000000000011700000000000000000000000000000)、第百十八条第一項（[同法第六条](#1000000000000000000000000000000000000000000000000600000000000000000000000000000)及び[第五十六条](#1000000000000000000000000000000000000000000000005600000000000000000000000000000)に係る部分に限る。）、第百十九条（[同法第十六条](#1000000000000000000000000000000000000000000000001600000000000000000000000000000)、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第百二十条（[同法第十八条第七項](#1000000000000000000000000000000000000000000000001800000000007000000000000000000)及び[第二十三条](#1000000000000000000000000000000000000000000000002300000000000000000000000000000)から[第二十七条](#1000000000000000000000000000000000000000000000002700000000000000000000000000000)までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る[同法第百二十一条](#1000000000000000000000000000000000000000000000012100000000000000000000000000000)の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第十号において「労働者派遣法」という。）[第四十四条](#1000000000000000000000000000000000000000000000004400000000000000000000000000000)（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）[第六十三条](#1000000000000000000000000000000000000000000000006300000000000000000000000000000)、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る[同法第六十七条](#1000000000000000000000000000000000000000000000006700000000000000000000000000000)の規定

三　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）[第四十条](#1000000000000000000000000000000000000000000000004000000000000000000000000000000)の規定及び[同条](#1000000000000000000000000000000000000000000000004000000000000000000000000000000)の規定に係る[同法第四十二条](#1000000000000000000000000000000000000000000000004200000000000000000000000000000)の規定